

令和5年度

長野県PTA連合会安全互助制度 PTA会員傷害・賠償補償制度のご案内

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険+PTA管理者賠償責任保険

本制度は、長野県PTA連合会安全互助制度係を保険契約者、父母会員、教師会員、児童・生徒、PTAを被保険者（保険の補償を受けられる方）として共栄火災海上保険株式会社と保険契約を締結するものです。（長野県PTA連合会に所属する単位PTAが加入する制度です。）

◀ 目 的 ▶

PTA活動の充実発展のためには、安心して活動に専念できる安全な備えが不可欠です。長野県PTA連合会安全互助制度は、PTA活動における安全意識の高揚を図るとともに、万一の事故に対して会員の連帯の気持ちを表すことを目的とした制度で、損害保険会社の普通傷害保険、PTA管理者賠償責任保険を組み合わせて運営しています。加入対象者は、長野県PTA連合会に所属するPTAの会員です。

1 補償の種類と金額

① 傷害補償 PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険〔PTA団体傷害保険〕

◆単位PTAまたはPTA連合会が企画・立案し主催・共催する行事・活動（自宅と行回事場との往復途上を含む）に参加中、ケガをされ医師の治療を受けた場合や、死亡した場合に保険金をお支払いします。
独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付対象となる場合は、この保険で補償対象とはなりません。

補 償 内 容	保 險 金 額
死 亡 保 險 金	260万円
後 遺 障 害 保 險 金	後遺障害の程度に応じて10.4～260万円
入 院 保 險 金	入院1日につき 5,000円（180日限度）
手 術 保 險 金	① 入院中に受けた手術の場合 5万円 ② ①以外の手術の場合 2.5万円
通 院 保 險 金	通院1日につき 3,000円（90日限度）

◆対象となる事故事例

- PTA作業中、力マでケガをした。熱中症で入院した。
- PTA球技大会のため、PTAの計画による練習参加中にケガをした。
- PTA行事参加の途上、交通事故によりケガをした。

◆保 険 期 間

令和5年4月1日 午後4時～令和6年4月1日 午後4時



② 賠償補償 PTA管理者特別約款付賠償責任保険〔PTA管理者賠償責任保険〕

ア PTA下における管理賠償責任（PTA管理賠償責任保険金）

○主催PTAの管理下（※1）にあるPTA活動（※2）の遂行に起因して生じた偶然の事故により、他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

種 別	支 払 限 度	自己負担額（免責金額）（※3）
対人事故の場合	1名につき 1億円限度（1事故につき6億円限度）	1事故につき 1,000円
対物事故の場合	1事故につき 1,000万円限度	1事故につき 1,000円

（※1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下においてPTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含まれません。

（※2）「PTA活動」とは、日本国内において児童・生徒の健全な成長をはかる目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称を問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

（※3）1事故につき、自己負担額は、その活動を主催した単位PTAまたはPTA連合会の負担になります。

◆対象となる事故事例

- ・PTA主催の水族館見学で、誤ってガラスケースを割ってしまった。
- ・PTA行事に使用していた看板の固定が悪く、風で倒れ、そばにいた通行人がケガをした。
- ・PTA作業中に誤って車のフロントガラスを割ってしまった。



イ PTA借用スポーツ用具等における賠償責任（PTA保管物賠償責任保険金）

○主催PTAの管理下（※1）にあるPTA活動（※2）のため他人から借り受けたスポーツ用具・教育資材等を使用・管理している間にPTA会員または児童・生徒が損壊・紛失・盗取されたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

種 別	期間中支払限度額	自己負担額（免責金額）（※3）
借用スポーツ用具・教育資材等	1,000万円	1事故につき5,000円

（※1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下においてPTA活動を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含まれません。

（※2）「PTA活動」とは、日本国内において児童・生徒の健全な成長をはかる目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称を問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

（※3）1事故につき、自己負担額は、その活動を主催した単位PTAまたはPTA連合会の負担になります。

（注）PTAが使用・管理する他人から借用した財物に対する賠償責任の支払限度額については、1事故の支払限度額と保険期間中の支払限度額が常に一致しています。保険金の支払いがあれば、その都度その額だけ支払限度額は減額します。

◆対象となる事故事例

- ・PTAが借りたタコ焼き器を、取り扱い不注意で破損してしまった。

◆保険期間

令和5年4月1日 午後4時～令和6年4月1日 午後4時

◆この保険でお支払いする保険金には、次のものがあります。

保 険 金 の 種 類			支 払 方 法
損害賠償金	① 損害賠償金	被保険者が被害者への賠償債務の弁済のために支払う金額	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費用損害	② 損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用	①と合算して、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
	③ 応急手当等費用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に応急手当、護送、診療、治療、看護その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用	
	④ 争訟費用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。ただし、①の金額が支払限度額を超えた場合には、その割合に応じてお支払いします。
	⑤ 保険会社への協力費用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。
	⑥ 示談交渉費用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用	支払限度額の外枠でお支払いします。

（注）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれことがあります。

補 償 内 容

PTA団体傷害保険特約付帯普通傷害保険^{※1}・PTA管理者賠償責任保険

補 償 内 容	
被保険者 ^{※2} が、PTAの管理下 ^{※3} においてPTAの行事 ^{※4} に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故 ^{※5} によりケガ ^{※6} をされ、その直接の結果として下記の項目に該当した場合にそれぞれの保険金をお支払いします。	
保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>急激かつ偶然な外来の事故^{※5}によりケガ^{※6}をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合： 死亡・後遺障害保険金額の全額 <small>(注) すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。</small></p>
後遺障害保険金	<p>急激かつ偶然な外来の事故^{※5}によりケガ^{※6}をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合： 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% <small>(注) 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</small></p>
入院保険金	<p>急激かつ偶然な外来の事故^{※5}によりケガ^{※6}をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合： 入院保険金日額×入院日数 <small>(注1) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2) 入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。</small></p>
手術保険金	<p>急激かつ偶然な外来の事故^{※5}によりケガ^{※6}をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術^{※7}を受けられた場合： 以下の金額をお支払いします。 ① 入院中^{※8}に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 <small>(注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。</small></p>
通院保険金	<p>急激かつ偶然な外来の事故^{※5}によりケガ^{※6}をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合： 通院保険金日額×通院日数（90日限度） <small>(注1) 通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 (注2) 通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注3) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位^{※9}を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギブス等^{※10}を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。</small></p>

※ 1 傷害保険は保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償の対象とする商品です。この保険では、病気は補償の対象となりません。

※ 2 「被保険者」とは、下記の者をいいます。

① PTA会員

② PTA会員の同居の親族（その学校に通学する児童・生徒を含みます。）

③ PTA行事に参加する者。ただし、その行事への参加が事前にPTAにより認められている場合に限ります。

※ 3 「PTAの管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。

※ 4 「PTAの行事」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事で、PTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。なお、PTA行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

※ 5 「急激かつ偶然な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性=突然的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと

○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの

○外来性=身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、低温やけど、もしもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病^{※11}などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

※熱中症補償特約を付帯しておりますので、偶然な外来による日射または熱射によって身体に障害を被った場合には、保険金支払の対象となります。

※ 6 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます（食中毒補償特約付帯）。対象となる手術は以下の①・②とします。

① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、拔歯などお支払い対象外の手術があります。

② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象となるものがあります。

※ 8 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

※ 9 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、腕骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※10 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

PTA 管 理 者 賠 償 責 任 保 險	保険金をお支払いする場合		保険金をお支払いできない主な場合
	PTA管理賠償責任保険金	主催PTAの管理下（※）にあるPTA活動の遂行に起因して生じた偶然の事故により、他人の身体・財物に損害を与えたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 （※）PTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含まれません。	〈共通〉 ●被保険者の故意によって生じた賠償責任 ●被保険者と他人との間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ●戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議に起因する賠償責任 ●地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任 ●PTA活動の終了後にPTA活動以外の活動に起因する賠償責任など
	PTA保管物賠償責任保険金	PTA活動のため他人から借り受けたスポーツ用具・教育資材等を使用・管理している間に、PTA会員または児童・生徒が損壊・紛失・盗取されたことにより、PTAが法律上の賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。	〈PTA管理賠償責任保険金〉 ●自動車、車両（原動力が専ら人力であるものを除く）の所有、使用または管理（借用を含む）に起因する賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任 ●被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任 〈PTA保管物賠償責任保険金〉 ●被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の損壊によって生じた賠償責任

◎詳細は、共栄火災にお問い合わせください。

2 保険料および会費

PTAが負担する保険料および会費は以下の基準で算出されます。

傷害補償保険料	1世帯あたり	126円
賠償補償保険料	1児童・生徒あたり	11円
会 費	1世帯あたり	13円



3 保険金を受け取られる方

父母会員、教師会員、児童・生徒、PTA

※会員とは …… 単位PTAごとに「単位PTA会員名簿」に記載されている方
・死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

4 事故が発生した場合

- ◆PTA活動に起因し、事故が発生した場合は、すみやかに主催した役員ならびに単位PTA事務局へ申し出てください。
- ◆単位PTA事務局から長野県PTA連合会安全互助制度係へは、事故発生後、すみやかに報告してください。
- ◆治療が終了したら、ただちに単位PTA事務局にある保険金請求書に必要事項を記入し、単位PTA事務局を通して長野県PTA連合会安全互助制度係事務局に送付してください。

＜先取特権について＞

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金（費用保険金は除きます。）について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利（先取特権）を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

5 この制度についてのご質問、ご照会

◆所属単位PTA事務局へご照会ください。

【事務手続き問い合わせ先】

長野県PTA連合会 安全互助制度係

〒380-0846 長野市旭町1098 信濃教育会館内
電話 026-235-4361 Fax 026-235-1323

【引受保険会社】

共栄火災海上保険株式会社 甲信支店 長野支社

〒380-0836 長野市南県町693-4 TEL 026-234-2161